有効期間が平成35年４月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第74506号	化成肥料	コシヒカリ専用千代田化成肥料特43号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74510号	化成肥料	アキタコマチ専用千代田化成肥料特051	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74511号	化成肥料	苗土入り千代田化成肥料特085	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74512号	化成肥料	カンラン専用肥料231	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74521号	化成肥料	ぞ菜専用千代田化成肥料特34号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第74547号	腐植酸加里肥料	腐植酸加里肥料10号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第79178号	被覆窒素肥料	41.0被覆尿素110号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百四十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	広島市安佐南区緑井二丁目四〇一六番五から同市安佐南区緑井二丁目四〇一八番一まで	平成二十九年五月十七日〇時
吹田山口線		

○防衛省告示第九十二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十九年五月十六日

防衛大臣　稲田　朋美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中心とする半径一二、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五度から二一五度までの射界を形成する扇形区域内の海面	平成二十九年五月二十五日から同年八月三十一日までの間、毎日午前六時から午後四時まで	全ての漁船の操業の禁止

○近畿厚生局告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として平成二十九年四月一日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十六日

名称	所在地
神戸大学医学部附属国際がん医療・研究センター	兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目五番地一

近畿厚生局長　丸山　浩

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律

水防法等の一部を改正する法律

農業競争力強化支援法

土壌汚染対策法の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月十二日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律案

農業競争力強化支援法案

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

日本を除く「G６」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する再質問主意書（初鹿明博提出）

答弁書受領

五月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員**逢**坂誠二提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛提出共謀罪の構成要件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出国際組織犯罪防止条約の留保付き批准に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上西小百合提出「テロ等準備罪」と警察官の監察に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出米国が提供したとされる電子メール監視システムに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出森友学園に係る行政文書の保存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出クレジットカードで現行紙幣を購入することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出高速炉開発と「増殖」の二文字が落とされていることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出海外渡航者への麻しんの予防接種に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上西小百合提出Ｂ・Ｃ型肝炎に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出政府の公表した全国地震動予測地図と原発災害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石関貴史提出国有地取引に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出北朝鮮有事における国民の保護に関する基本指針の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志提出国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第三回質問に対する答弁書